

「電波法第 8 1 条に基づく報告の徴収について」に基づく
調査結果の報告について〔原因および再発防止〕

平成 2 8 年 1 0 月 2 1 日
日本原燃株式会社

目次

1. はじめに	1
2. 高周波利用設備に係る追加調査	1
3. 高周波利用設備の申請漏れの発生した原因調査	2
3. 1 原因調査の方針	2
3. 2 高周波利用設備に係るルール	2
3. 2. 1 調達段階	2
3. 2. 2 許可申請等の申請手続き段階	3
3. 2. 3 許可状等取得後の管理	3
3. 3 調達段階における原因調査の結果と問題点	4
3. 3. 1 調査結果	4
3. 3. 2 調達段階の業務プロセスにおける問題点	5
3. 4 許可申請等の申請手続き段階における原因調査の結果と問題点	7
3. 4. 1 調査結果	7
3. 4. 2 許可申請等に係る業務の流れ	7
3. 4. 3 許可申請等の段階の業務プロセスにおける問題点	8
3. 5 高周波利用設備の許可取得後の問題点	9
3. 6 信憑性の疑わしい許可状等が確認された経緯	11
4. 再発防止対策	13
4. 1 調達段階の業務プロセスにおける問題点に係る再発防止対策	13
4. 2 許可申請等の段階の業務プロセスにおける問題点に係る再発防止対策	15
4. 3 高周波利用設備の許可取得後の問題点に係る再発防止対策	16
5. おわりに	17

1. はじめに

平成 28 年 3 月 7 日、当社の再処理事業部（以下、「再処理」という。）で設置運用されている高周波利用設備（分析装置）の設備増設に関し、その変更許可申請手続の進め方等を確認するため東北総合通信局へ連絡した。その際に、当社が保有している許可状に記載されている許可番号を東北総合通信局に伝えたところ、当社に与えられたものではないことが明らかとなった。さらに、当該設備に対する許可状、および過去に設備を増設した際の変更許可申請書類を当社から東北総合通信局に FAX にて送付したが、許可状は東北総合通信局で作成されたものではなく、許可申請書類も東北総合通信局で処理されていないことが判明した。

これに伴い、平成 28 年 3 月 16 日付東通環第 55 号「電波法第 81 条に基づく報告の徴収について」により、東北総合通信局長から、当社が設置している高周波利用設備について、(1) 許可の番号（該当する許可がない場合その旨）、(2) 許可の年月日、(3) 高周波利用設備設置（変更）許可申請書の提出年月日、(4) 東北総合通信局長名で印影のある高周波利用設備許可状の写し、(5) 写し証明の表示のある高周波利用設備申請書（届書）の添付書類の写し、(6) その他参考となる事項について報告をするよう指示を受けた。

これに対し、平成 28 年 3 月 24 日付 2015 業総発第 280 号（平成 28 年 3 月 30 日一部改正）「高周波利用設備に係る調査報告」により、当社の再処理で 14 設備、濃縮事業部（以下、「濃縮」という。）で 5 設備（計 19 設備）の申請漏れを確認したこと、当該設備について直ちに使用停止等の措置を講じたこと等を報告し、これら設備の申請漏れの原因および再発防止対策について、引き続き調査および検討を行い、まとめ次第、別途報告することとしていた。

また、平成 28 年 4 月 5 日上記指示に関連し、当社が過去に許可を得ず利用し、既に廃棄済みの高周波利用設備についても調査し報告するよう指示を受けた。

本報告は、平成 28 年 3 月 24 日の当社報告に関し、申請漏れに至った原因および再発防止対策を取りまとめた結果と平成 28 年 4 月 5 日の東北総合通信局の指示に対する調査結果を報告するものである。

2. 高周波利用設備に係る追加調査

過去に許可を得ず利用し、既に廃棄済みの高周波利用設備についても調査し報告することの指示（平成 28 年 4 月 5 日付）に基づき、全社・全事業所を対象に、既に廃棄済みの高周波利用設備を除却済みデータ等により対象となる設備を抽出し、調査を行った。その結果、再処理で申請漏れの設備が 1 件確認された。（添付資料－1「未申請設備一覧」のうち再処理事業部 No. 15 の設備）

また、当社が所有している高周波利用設備のうち、事務所および社員寮の食堂厨房に設置している高周波利用設備を対象に設置経緯および利用形態ならびに電波法に定める要求事項を調査した結果、新たに 21 設備について高周波利用設備の申請漏れを確認した。

これにより申請漏れが確認された高周波利用設備は、再処理で 15 設備、濃縮で 5 設備、厨房で 21 設備となった。（添付資料－1 参照）

3. 高周波利用設備の申請漏れの発生した原因調査

3. 1 原因調査の方針

当社は、濃縮、埋設、再処理および燃料製造の計4事業部と管理組織（室・本部）で事業を行っている。このうち各事業部は、それぞれが管理する施設毎に法令に基づく許認可を受け事業に係る活動をしていることから、各施設の運用に係る法令手続は、各施設を所掌する各事業部等が定めるルールに基づき行われている。そのため、高周波利用設備の申請漏れが発生した原因の調査は、高周波利用設備に係る各事業部等が定めるルールを確認のうえ、高周波利用設備に係る一連の業務がどのように行なわれたかを、当該設備に係る調達段階、許可申請等の申請手続き段階および許可取得後の3段階に分け、個々の事案毎に出来事流れ図を作成し、業務プロセス単位で事実関係を整理した後、原因を抽出した。

なお、原因の調査は、高周波利用設備の申請漏れが確認された再処理、濃縮および経営本部（※）を対象とし、それ以外の事業部および室・本部については、「1. はじめに」および「2. 高周波利用設備に係る追加調査」の調査結果より、高周波利用設備を所有していないことを確認したため、対象外とした。

※厨房設備に係る調達および許認可申請等の手続きを所管（以下、「厨房」という。）

3. 2 高周波利用設備に係るルール

3. 2. 1 調達段階

(1) 再処理

購入等に係る契約発注等の調達段階において、調達先（メーカ等）から購入等を行う物品が電波法による許可申請手続きが必要なものである旨の情報提供を受ける。

[規定類]

- ・「資材契約事務要則」別冊（その1）：1頁第3条、2頁第9条
- ・「再処理事業部 調達管理要領」別添1-1、別添1-2、別添1-3：1頁4項(1)、23頁12項(4)

(2) 濃縮

購入等に係る契約発注等の調達段階において、調達先から購入等を行う物品が電波法による許可申請手続きが必要なものである旨の情報提供を受ける。

[規定類]

- ・「資材契約事務要則」別冊（その1）：1頁第3条、2頁第9条
- ・「購買文書作成の手引き」別表-1：(4/12)(13)、(12/12)(9)

(3) 厨房

購入等に係る契約発注等の調達段階において、調達先から購入等を行う物品が電波法による許可申請手続きが必要なものである旨の情報提供を受ける。

[規定類]

- ・「資材契約事務要則」 別冊（その1）：1頁第3条、2頁第9条

3. 2. 2 許可申請等の申請手続き段階

(1) 再処理

主管課（設備の調達を行い、設置、使用する箇所）は調達先（メーカー等）からの情報提供に基づき、申請に必要な社内手続きを行い、安全管理部作業安全課（以下、「作業安全課」という。）が官庁への申請等の手続きを行う。

[規定類]

- ・「再処理事業部 地元官庁等に係る手続き業務要領」（以下、「再処理ルール」という。）

(2) 濃縮

濃縮のうち、ウラン濃縮工場については、濃縮運転部濃縮技術課が調達先からの情報提供に基づき、変更許可申請に必要な社内手続きを行い、官庁への申請手続き等を行う。

[規定類]

- ・「ウラン濃縮工場 官庁等手続き業務要領」および「濃縮運転部共通業務および濃縮技術課管理G r 業務マニュアル」（以下、「ウラン濃縮工場ルール」という。）
- ・ウラン濃縮技術開発センター（以下、「研究開発棟」という。）については、官庁への申請手続き等に係るルールはない。

(3) 厨房

官庁への申請手続き等に係るルールはない。

3. 2. 3 許可状等取得後の管理

(1) 再処理

官庁から受領した申請書（副本）等について、作業安全課において社内の資料センターへ登録・保管する。

[規定類]

- ・再処理ルール

(2) 濃縮

濃縮のうち、ウラン濃縮工場については、官庁から受領した当社控え（提出先受付印押印版、写し等）を関連ファイルに保管する。

[規定類]

- ・ウラン濃縮工場ルール
- ・研究開発棟については、許可状等取得後の管理方法に係るルールはない。

(3) 厨房

許可状等取得後の管理方法に係るルールはない。

3. 3 調達段階における原因調査の結果と問題点

3. 3. 1 調査結果

3. 2. 1のとおり、当社は、調達する物品の電波法に係る許可申請手続きの必要性は、契約発注を行なった後、調達先（メーカ等）から調達する物品が電波法による許可申請手続きが必要なものである旨の情報提供を受けることにより認識し、許可申請手続きに移行することとしていた。（資材契約事務要則）

しかしながら、資材契約事務要則の記載は、具体性に欠け、また、各事業部とも、電波法に対する知識、認識が不十分な中で、物品を調達する際、電波法に係る許可申請手続きの必要性の有無について、調達先への十分な確認が行なわれなかったため、申請手続きに移行できていなかった。

(1) 再処理

申請漏れが確認された高周波利用設備 15 設備のうち 7 設備（表－1 参照）において、調達先からの情報提供が行なわれていない事実を確認又は書類等により情報提供が行なわれた形跡を確認できなかった。

[表－1]

No. * ₁	建 屋	高周波利用設備
1	第 1 低レベル廃棄物貯蔵建屋	半導体式低ノイズウェルダ
2	分析建屋	高周波シーラー
8	ガラス固化体受入れ建屋	高周波加熱器
9	ガラス固化体貯蔵建屋	高周波シーラー
11	技術開発研究所	高周波シーラー
12	再処理建設事務所	高周波シーラー
15	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	スリーブ型超音波洗浄機

*₁ 添付資料－1 「未申請設備一覧」のうち再処理事業部の設備 No.

(2) 濃縮

申請漏れが確認された高周波利用設備 5 設備のうち 4 設備（表－2 参照）において、調達先からの情報提供が行なわれていない事実を確認又は書類等による情報提供が行なわれた形跡を確認できなかった。残りの 1 設備（分析装置）については、調達先から取扱説明書等により、申請が必要である旨の情報提供が行われたものの、当社が申請の必要性を見逃し、申請手続きに移行できなかった。

[表－2]

No. * ₂	建 屋	高周波利用設備
1	ウラン濃縮工場	高周波シーラー
2	ウラン濃縮工場	超音波洗浄器
3	ウラン濃縮工場	超音波洗浄器
5	研究開発棟	高周波シーラー

*₂ 添付資料－1 「未申請設備一覧」のうち濃縮事業部の設備 No.

(3) 厨房

申請漏れが確認された高周波利用設備 21 設備のうち 13 設備（表-3 参照）において、調達先からの情報提供が行なわれていない事実を確認又は書類等により情報提供が行なわれた形跡を確認できなかった。残りの 8 設備においては、取扱説明書等により申請が必要である旨の情報提供があったものの、当社が申請の必要性を見逃し、申請手続きに移行できなかった。

[表-3]

No. * ₃	建 屋	高周波利用設備
1	濃縮・埋設事務所	I H テーブル
4	事務本館	I H ローレンジ
5	事務本館	I H ローレンジ
6	事務本館	I H ローレンジ
8	事務本館	I H クッキングヒーター
14	再処理事務所	I H テーブル
15	再処理事務所	I H ローレンジ
16	再処理事務所	I H ローレンジ
17	再処理事務所	I H ローレンジ
18	再処理事務所	I H ローレンジ
19	再処理事務所	I H ローレンジ
20	レイクタウン寮 2 番館	I H ローレンジ
21	レイクタウン寮 3 番館	I H ローレンジ

*₃ 添付資料-1 「未申請設備一覧」のうち厨房設備の設備 No.

3. 3. 2 調達段階の業務プロセスにおける問題点

調達段階から許可申請等の手続きに移行できていない事実から、調達段階の業務プロセスにおいて以下の問題点があることを確認した。

(1) 再処理

- ① 調達先からの情報提供がなかった場合に許可申請等の手続きに移行できていない事実が多く見られたことから、当社側に電波法に対する知識、認識が欠けていた。

(問題点①：法令に対する知識、認識不足)

- ② 関係法令を遵守する等の一般的な要求事項はあるものの、調達する設備が電波法に係る許可申請等の手続きを必要とするものである旨の情報提供を調達先に促すための仕組みがない。

(問題点②：仕組みの不足 1)

- ③ 電波法に基づく許可申請等の必要性について、書類によるやり取りを行っているケースも確認されたが、見積段階の書類や取扱説明書等情報提供の結果を残す書類が統一されていない。

(問題点③：仕組みの不足 2)

- ④申請すべき部署で、許可申請等の手続きが行われず必要な許可を受けていない場合に、許可申請等の手続きが実施できていない事を確認する仕組みがない。

(問題点④：仕組みの不足3)

(2) 濃縮

- ①調達先からの情報提供がなかった場合に許可申請等の手続きに移行できていない事実が多く見られたことから、当社側に電波法に対する知識、認識が欠けていた。

(問題点①：法令に対する知識、認識不足)

- ②関係法令を遵守する等の一般的な要求事項はあるものの、調達する設備が電波法に係る許可申請等の手続きを必要とするものである旨の情報提供を調達先に促すための仕組みがない。

(問題点②：仕組みの不足1)

- ③電波法に基づく許可申請等の必要性について、書類によるやり取りを行っているケースも確認されたが、見積段階の書類や取扱説明書等情報提供の結果を残す書類が統一されていない。

(問題点③：仕組みの不足2)

- ④申請すべき部署で、許可申請等の手続きが行われず必要な許可を受けていない場合に、許可申請等の手続きが実施できていない事を確認する仕組みがない。

(問題点④：仕組みの不足3)

- ⑤濃縮のうち、研究開発棟では、電波法に基づく許可申請等を実施すべき部署が社内ルールで明確に規定されていない。

(問題点⑤：仕組みの不足4)

(3) 厨房

- ①調達先からの情報提供がなかった場合に許可申請等の手続きに移行できていない事実が多く見られたことから、当社側に電波法に対する知識、認識が欠けていた。

(問題点①：法令に対する知識、認識不足)

- ②関係法令を遵守する等の一般的な要求事項はあるものの、調達する設備が電波法に係る許可申請等の手続きを必要とするものである旨の情報提供を調達先に促すための仕組みがない。

(問題点②：仕組みの不足1)

- ③電波法に基づく許可申請等の必要性について、書類によるやり取りを行っているケースも確認されたが、見積段階の書類や取扱説明書等情報提供の結果を残す書類が統一されていない。

(問題点③：仕組みの不足2)

- ④申請すべき部署で、許可申請等の手続きが行われず必要な許可を受けていない場合に、許可申請等の手続きが実施できていない事を確認する仕組みがない。

(問題点④：仕組みの不足3)

⑤電波法に基づく許可申請等を実施すべき部署が社内ルールで明確に規定されていない。

(問題点⑤：仕組みの不足4)

3. 4 許可申請等の申請手続き段階における原因調査の結果と問題点

3. 4. 1 調査結果

(1) 再処理

調達段階での調達先（メーカー等）からの情報提供に基づき、再処理ルールに基づき主管課が申請に必要な社内手続きを行い、作業安全課が官庁への申請等の手続きを行っている。

申請漏れが確認された高周波利用設備15設備のうち8設備（分析装置）は、調達段階での調達先からの情報提供により、社内手続きに移行しているにもかかわらず、作業安全課から申請手続きが適正に行われなかった。

(2) 濃縮

濃縮のうち、ウラン濃縮工場は、ウラン濃縮工場ルールに基づき申請等の手続きを行うことになっている。また、研究開発棟については、電波法の申請手続きに係る社内ルールがない。

申請漏れが確認された高周波利用設備5設備全てが申請手続きに移行できていなかった。

(3) 厨房

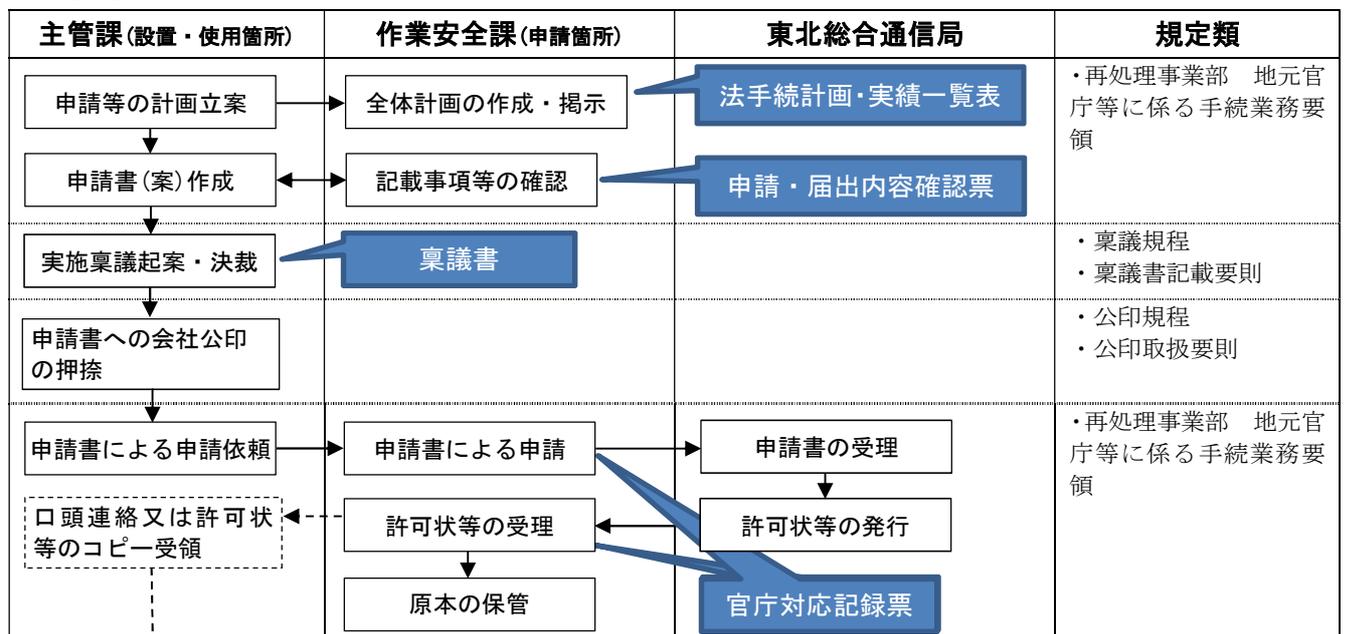
電波法の申請手続きに係るルールがない。

申請漏れが確認された高周波利用設備21設備全てが申請手続きに移行できていなかった。

3. 4. 2 許可申請等に係る業務の流れ

(1) 再処理

■ は、規程類に基づく書式の名称



	全体計画の実績・揭示 (年1回実施)	法手続計画・実績一覧表	
使用、変更・廃止			変更・廃止等の手続は上記と同じ。

(2) 濃縮 (ウラン濃縮工場のみ)

濃縮技術課	東北総合通信局	規定類
申請書(案)作成		<ul style="list-style-type: none"> ウラン濃縮工場 官庁等手続業務要領 濃縮運転部共通業務および濃縮技術課管理 Gr 業務マニュアル
実施稟議起案・決裁	稟議書	<ul style="list-style-type: none"> 稟議規程 稟議書記載要則
申請書への会社公印の押捺		<ul style="list-style-type: none"> 公印規程 公印取扱要則
申請書による申請	申請書の受理	<ul style="list-style-type: none"> ウラン濃縮工場 官庁等手続業務要領 濃縮運転部共通業務および濃縮技術課管理 Gr 業務マニュアル
許可状等の受領	許可状等の発行	
原本の保管		
使用、変更・廃止		変更・廃止等の手続は上記と同じ。

(3) 厨房

電波法の申請手続きに係るルールがなく、業務の流れを示すことができない。

3. 4. 3 許可申請等の段階の業務プロセスにおける問題点

(1) 再処理

調達段階での調達先（メーカー等）からの情報提供により、申請手続きに移行した高周波利用設備8設備（分析装置）については、いずれも主管課による社内手続きは適切に実施されたが、作業安全課による申請手続きが行われていなかったことにより申請漏れが発生していることが確認されたことから、作業安全課担当者が東北総合通信局への申請書の送付等の手続きを失念若しくは放置していたことが、申請漏れの直接的な問題点であると考えられる。

また、許可申請等の段階の業務プロセスにおいて、上記の直接的な問題点が発生又はその問題点を誘発した問題点は、以下のとおりである。

- ①再処理ルールにおいて、管理様式として定められている「法手続計画・実績一覧表」による計画策定時および実績確認の段階において、作業安

全課内での複数人によるチェックおよび作業安全課長の承認が行われていない。

(問題点⑥：業務の管理不足)

②作業安全課長が再処理ルールに基づく業務管理を行っていない。

(問題点⑦：ルールに基づく業務の管理不足)

③電波法の許可申請等の依頼が担当者間のメール等によるやり取りになっており、再処理ルールに基づく書類の授受が記録として管理されていない。

(問題点⑧：法令等に基づく申請等を適切に行うための業務管理の不足)

④再処理ルールにおいて、作業安全課が所掌する法令等の一覧の記載はあるが、添付されている様式等において、電波法を対象に管理を行える仕組みになっていない。

(問題点⑨：仕組みの不足 5)

⑤再処理ルールが規定している内容では、作業安全課が実施すべき申請手続きの進捗管理ができる仕組みになっていない。

(問題点⑩：仕組みの不足 6)

(2) 濃縮

申請漏れが確認された高周波利用設備 5 設備全てが申請手続きに移行できていないことが確認されたが、調達段階の業務プロセスであげた問題点の他に以下の問題点がある。

①ウラン濃縮工場ルールでは、許可申請や廃止届が必要であること、および、手続きの計画、実績確認のルールが規定されていない。

(問題点⑪：仕組みの不足 7)

②研究開発棟では、許可申請等に係るルールがない。

(問題点⑫：仕組みの不足 8)

(3) 厨房

申請漏れが確認された高周波利用設備 2 1 設備全てが申請手続きに移行できていないことが確認されたが、調達段階の業務プロセスであげた問題点の他に以下の問題点がある。

①厨房では、許可申請等に係るルールがない。

(問題点⑬：仕組みの不足 8)

3. 5 高周波利用設備の許可取得後の問題点

高周波利用設備の許可取得後の問題点が、以下のとおり確認された。

(1) 再処理

再処理ルールでは、「官庁から受領した申請書等について、資料センター（注：社内の倉庫）に保管する」と規定しているが、電波法施行規則第四十五条の三（備付けを要する書類）では、「高周波利用設備の設置者は、高周波利用設備の許可状等の書類を当該設備の設置場所に備え付けておかなければならない。」（電波法施行規則第四十五条の三の規定については、以

下、【参考】を参照）とされており、再処理ルールは法令要求に合致していないことが確認された。

また、主管課は許可取得実績を作業安全課から口頭で確認して済ませている場合やコピーの受領により確認しているなど、高周波利用設備の使用開始にあたっての申請書等の運用ルールが明確に定まっていないことも確認された。

(2) 濃縮

濃縮のうち、ウラン濃縮工場ルールでは、「官庁から受領した当社控え（提出先受付印押印版、写し等）を、関連ファイルに保管する」と規定しており、再処理と同様に法令要求に合致していない。また、研究開発棟においては、電波法令に定められた許可状等の備付けを遵守することについて規定したルールが存在しない。

(3) 厨房

厨房において、電波法令に定められた許可状等の備付けを遵守することについて規定したルールが存在しない。

【参考】電波法施行規則第四十五条の三（備付けを要する書類）

法第百条第一項の規定による許可を受けた者は、次に掲げる書類を当該設備の設置場所（移動する設備の場合にあってはその常置場所）に備え付けておかなければならない。

- 一 高周波利用設備の許可状
- 二 高周波利用設備の許可の申請書の添付書類並びに免許規則第二十九条第一項の変更の申請書の添付書類及び届書の添付書類の写し（免許規則第二十六条第四項（免許規則第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したものとする。）
- 2 前項の規定により備え付けておかなければならない申請書の添付書類及び届書の添付書類の写しについては、高周波利用設備の現状を示す書類であって、総合通信局長の証明を受けたものをもって、当該写しに代えることができる。免許規則第二十六条第一項、第二項及び第四項の規定は、この場合における書類の様式及び証明の申請手続について準用する。
- 3 第一項第二号に規定する添付書類の写し及び前項の書類については、電磁的方法により記録することができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。
- 4 第三十八条第六項（各号を除く。）の規定は、電子申請等により第一項第二号に規定する添付書類又は第二項の書類の電磁的記録を提出した高周波利用設備に準用する。この場合において、第三十八条第六項中「第一項及び第四項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち次の各号に掲げるもの」とあるのは「第四十五条の三第一項第二号に規定する添付書類又は第二項の書類」と、「した無線局」とあるのは「した高周波利用設備」と、「である無線局」とあるのは「である高周波利用設備」と、「第一号から第四号まで」とあるのは「第四十五条の三第一項第二号」と読み替えるものとする。

3. 6 信憑性の疑わしい許可状等が確認された経緯

「1. はじめに」に記載したように、東北総合通信局で作成されていない許可状の存在が認識されていたところ、調査の結果、一部の許可状等において、申請日と異なる受付印および内容（用語、フォント、様式の仕切り線等）が記載された正規の許可状等と異なる信憑性が疑われる許可状等が確認された。

（正規の許可状等と異なる点が見られた許可状等）

- ・高周波利用設備許可状（東高第 21580 号 平成 22 年 1 月 25 日付け）
- ・高周波利用設備変更申請書（東高第 21580 号関連、平成 26 年 12 月 1 日申請、平成 26 年 12 月 10 日受付）

これら信憑性の疑わしい許可状等に係る一連の経緯は、以下のとおりである。

- ・平成 25 年 4 月 17 日、ガラス固化技術開発建屋に設置する誘導結合プラズマ発光分光分析装置（以下、「第一装置」という。）の設置にあたり、再処理ルールどおり主管課である技術開発研究所が、所定の申請書を作成し、公印を押捺のうえ、申請課である作業安全課に対し、東北総合通信局に対する高周波利用設備許可の申請を依頼したが、当該申請は行われなかった。
- ・平成 25 年 6 月 14 日、技術開発研究所担当者からの照会に対し、作業安全課担当者 A は、第一装置の許可状を東北総合通信局から受領した旨の虚偽の連絡（電話）をしており、技術開発研究所は、この連絡に基づき、平成 25 年 12 月 25 日に分析測定を開始した。なお、第一装置は、ガラス固化技術開発建屋の操業に必要な設備であることから、当該建屋の操業日である平成 25 年 11 月 1 日を使用開始日として、平成 26 年 2 月 7 日に他の固定資産とともに固定資産登録を行っている。
- ・平成 26 年 10 月 2 日、技術開発研究所担当者は、誘導結合プラズマ質量分析装置（以下、「第二装置」という。）の設置に伴う変更申請書類の作成を行うため、作業安全課担当者 A に対し、変更申請書類に添付する必要のある第一装置許可状の写しの送付をメールで依頼した。
- ・以降、技術開発研究所担当者が再三にわたり上記依頼を催促した結果、作業安全課担当者 A から第一装置の許可日、許可番号を空欄のまま変更申請書等を作成するよう指示を受けたため、平成 26 年 11 月 20 日、技術開発研究所担当者は、許可番号等を空欄のまま変更許可申請書を作成し、公印を押捺のうえ、作業安全課に申請を依頼したが、作業安全課担当者 A は東北総合通信局への申請を行わなかった。
- ・作業安全課担当者 A は、その後、技術開発研究所から許可状等の提出を頻繁に求められたことから、平成 27 年 1 月 5 日、信憑性の疑わしい東北総合通信局の受付印のある高周波利用設備変更申請書（第二装置）の写しを PDF ファイルで技術開発研究所担当者にメールで送付した。技術開発研究所は、この写しに押印された東北総合通信局の受付印の日付である平成 26 年 12 月 10 日をもって当該変更が認められたものと理解し、この日付を使用開始日として、平成 27 年 2 月 3 日固定資産登録を行うとともに、平成 27 年 2 月 6 日に分析測定を開始した。（本写し（PDF ファイル）はサーバーに保管）
- ・平成 27 年 1～5 月にかけて、技術開発研究所担当者が、再三に渡り第一装置

の許可状の写しの送付を作業安全課担当者Aに依頼した結果、平成27年6月1日、作業安全課担当者Aは、信憑性の疑わしい高周波利用設備許可状(第一装置)の写し(PDF)を技術開発研究所担当者にメールで送付した。

信憑性の疑わしい当該許可状等の作成経緯について、当該手続きに関与した当時の関係者への聞き取りおよび関係者の使用していた業務用パソコンのデータの解析等による調査結果は以下のとおりである。

- ・当該許可状等は、許可取得の実績(許可番号等)を確認する要求が頻繁に行われた時期に作業安全課担当者Aから技術開発研究所担当者へのメールによりPDFファイルの形式で送付されたものである。作業安全課担当者AはこのPDFファイルは、課内の共通ファイルフォルダのデータから取り出したものか、自分の机の中にあった紙形式の当該許可状をPDF化したものであるかはっきりした記憶がないと述べている。
- ・当該許可状等の原本およびPDFのオリジナルファイル(メールに添付されたPDF以外のファイル)は、作業安全課担当者AのPCのファイルには確認できなかった。また、当時作業安全課において、当該許可申請等の業務を担当した者が、作業安全課担当者Aのみであると特定することはできず、担当した可能性のある作業安全課担当者Aからも信憑性の疑わしい許可状等の作成について、明確な供述は得られなかった。
- ・サーバー等に記憶されている作業安全課担当者AのPCの操作履歴およびPCハードディスクの専門業者による解析、作業安全課が使用する社内LANに接続された複合機ハードディスクの確認の結果、平成27年1月4日～5日および平成27年5月31日～6月1日に技術開発研究所担当者に送付されたメールに添付されていた当該許可状等のPDFファイル名と同名のWordファイルおよびPDFファイル等の操作履歴が確認されたが、当該WordファイルおよびPDFファイルは、複合機のファイルに保管されておらず、作業安全課担当者AのPCのファイルの内容はハードディスクのデータ破損により、確認できなかった。

また、当時の作業安全課員全員を対象とした聞き取り調査等により確認された当時の作業安全課の職場環境等に関する事項は、以下のとおりである。

- ・信憑性の疑わしい許可状等の日付の時期(平成22年1月および平成26年12月)に電波法に係る申請手続きを担当した者は、平成22年1月は作業安全課担当者AまたはB、平成26年12月は作業安全課担当者Aであり、両方の時期に担当していた者は作業安全課担当者A1名であった。
- ・作業安全課では、申請に係る業務への作業安全課長の関与がほとんど認められず、担当者に任せっきりであり、課内会議等による情報共有も行われていなかった。

以上の事実経過と当時の作業安全課全員に対する聞き取り調査およびPCデータ等の確認結果を踏まえると、作業安全課担当者Aは、平成25年4月に第一装置の申請を失念若しくは放置したと疑われる。平成26年10月の第二装置の変

更申請については、東北総合通信局への申請を行わなかった。また、第一装置および第二装置が未申請であることを隠すため、信憑性の疑わしい許可状および変更申請書を作成したと疑われる。

4. 再発防止対策

原因調査の結果から、今回の電波法に基づく高周波利用設備の申請漏れ等は、当社の一連の不適切な管理および事務処理により発生したことが判明した。当社はこの事実を重く捉え、今後同様の事象を二度と発生させないよう、電波法に係る許可申請について現状の社内ルールの見直しを速やかに行い、法令に基づく申請と管理および運用が確実に行われる仕組みを構築する。さらに、電波法に関する手続の管理に係る新たな全社共通のルールを整備し、法令手続き漏れの防止に努める。具体的な再発防止策については、以下のとおりである。

4. 1 調達段階の業務プロセスにおける問題点に係る再発防止対策

調達段階の業務プロセスにおける問題点に対し、以下の対策を講じ、調達段階において電波法に基づく許可申請等の必要性に係る情報提供を調達先から確実に受ける仕組みを構築するとともに、当社側からも法令に基づく手続きの必要性について能動的に確認できるよう改善する。

(1) 再処理

- ①「再処理事業部 調達管理要領」では、調達先へ許認可条件・指示事項を熟知して遵守すること等を要求しているが、関係法令全般に係るものであり、電波法に係る許可申請等の手続が必要であることを明確に要求できておらず、「再処理事業部 調達管理要領」で要求している提出図書では情報提供の結果を残す書類を統一しておらず、情報提供を受けた結果が確認できなかつたため、許可申請等の官庁手続が必要な項目を調達先に要求し、提出図書として提出させることを追加し、早急に改正する。

(問題点②、③に対する対策)

- ②主管課に電波法に対する知識、認識がなく、調達段階および「法手続計画・実績一覧表」の計画策定時および実績確認時等の段階において、電波法に基づく許可を受ける必要があることに気付かなかつたため、「法手続計画・実績一覧表」の計画策定時および実績確認時等の段階において、複数の人間でチェックを行うと共に、作業安全課長が承認を行うことを再処理ルールに明記する。なお、本対策は、(4) ①の対策と併せて実施する。

(問題点④に対する対策)

(2) 濃縮

- ①「購買文書作成の手引き」では、調達先へ許認可取得にあたり協力することおよび許認可条件・指示事項を熟知して遵守することを要求しているが、関係法令全般に係るものであり、電波法に係る許可申請等の手続が必要であることを明確に要求できておらず、また、要求している提出図書では情報提供の結果を残す書類を統一しておらず、情報提供を受

けた結果が確認できなかったため、許可申請等の官庁手続が必要な項目を調達先に要求し、提出図書として提出させることを追加し、早急に改正する。

(問題点②、③に対する対策)

- ② 主管課に電波法に対する知識、認識がなく、調達段階および許可申請の段階で電波法に基づく許可を受ける必要があることに気付けなかったため、ウラン濃縮工場について、「ウラン濃縮工場 官庁等手続業務要領」に「法手続計画・実績一覧表」を追加し、計画策定時および実績確認時等の段階において、複数の人間でチェックを行うと共に、主管課長が承認を行う旨を明記する。

(問題点④に対する対策)

- ③ 研究開発棟では、電波法に対する知識、認識がなく、調達段階および許可申請の段階で電波法に基づく許可を受ける必要があることに気付けなかったため、高周波利用設備の申請等に係るルールとして、新たに「ウラン濃縮技術開発センター 官庁等手続業務手順書」を制定し、この中で「法手続計画・実績一覧表」を定め、計画策定時および実績確認時等の段階において、複数の人間でチェックを行うと共に、主管課長が承認を行う旨を明記する。

(問題点④に対する対策)

- ④ 研究開発棟では、高周波利用設備の申請等に係るルールがなかったため、新たに「ウラン濃縮技術開発センター 官庁等手続業務手順書」を制定し、許可申請を実施する部署を明確に規定する。

(問題点⑤に対する対策)

(3) 厨房

- ① 「資材契約事務要則」は、調達先へ許認可取得にあたり協力することを要求しているが、関係法令全般に係るものであり、電波法に係る許可申請等の手続きが必要であることを調達段階の契約書類（仕様書など）で明確に要求できておらず、また、調達段階において要求していた提出図書では情報提供の結果を残す書類を統一しておらず、情報提供を受けた結果が確認できなかったため、高周波利用設備の申請等に係るルールとして、「高周波利用設備申請マニュアル」を新たに制定し、調達段階の契約書類（仕様書など）において、許可申請等の官庁手続が必要な項目を調達先に要求し、提出図書として提出させることを規定する。

(問題点②、③に対する対策)

- ② 主管課において、電波法に基づく許可申請等の手続きが行われず、必要な許可を受けていない場合、その事実を確認する仕組みがなかったため、高周波利用設備の申請等に係るルールとして、新たに「高周波利用設備申請マニュアル」を制定し、この中で「法手続計画・実績一覧表」を定め、計画策定時および実績確認時等の段階において、複数の人間でチェックを行うと共に、経営本部人事部従業員サポートGL（注：課長相当の管理職）が承認を行う旨を明記する。

(問題点④に対する対策)

- ③厨房の高周波利用設備の申請については、社内ルールにおいて明確に規定されていなかったため、食堂運営主管部門(経営本部人事部従業員サポートG)が実施することを「高周波利用設備申請マニュアル」で規定する。

(問題点⑤に対する対策)

(4) (1)、(2)、(3)に係る全社共通

- ①全社で実施しているコンプライアンス教育に今回の事例を追加するとともに、安全文化や法令遵守(意識)に係るアンケートにより定着状況を確認していく。

また、電波法に係る法令手続管理を確実に実施するための全社共通規定として、「電波法手続要則」を新たに制定し、毎年度、全社を対象に申請対象の有無、申請状況の確認を行う。

(問題点①、④に対する対策)

特に、今回の申請漏れに関係した部署については、電波法について教育を実施する。

- ②「資材契約事務要則」および「再処理事業部 調達管理要領」等の規定類では、調達先へ許認可取得にあたり協力することおよび許認可条件・指示事項を熟知して遵守することを要求しているが、関係法令全般に係るものであり、電波法に係る許可申請等の手続きが必要であることを明確に要求できていなかったため、電波法に基づく許可申請が必要な物品のリストを作成するとともに、許可申請を実施する部署を「電波法手続要則」で規定する。

(問題点②、⑤に対する対策)

4. 2 許可申請等の段階の業務プロセスにおける問題点に係る再発防止対策

許可申請等の段階の業務プロセスにおける問題点に対し、以下の対策を講じ、許可申請等の手続きの実施状況の把握等の業務管理を確実に実施する仕組みを構築することにより、再発防止を図る。

(1) 再処理

- ①再処理ルールの「法手続計画・実績一覧表」において、作業安全課内での確認および作業安全課長の承認を得ることを規定しておらず、進捗等の管理が行なわれていなかったため、計画策定時および実績確認時等の段階において、複数の人間でチェックを行うと共に、作業安全課長が承認を行うことを再処理ルールに明記する。

(問題点⑥、⑦に対する対策)

- ②再処理ルールにおいて、法令に基づく許可申請等の書類の授受を記録として管理することを規定していなかったため、電波法の許可申請等の依頼および許可実績に係る確認は、主管課と作業安全課の課長間で、書類によるやり取りによって行うことを再処理ルールに明記する。

(問題点⑧に対する対策)

- ③再処理ルールでは添付の様式で記載の法令は例示としていたため、電波

法を対象に管理を行うことが明確ではなかったため、「法手続計画・実績一覧表」の様式については、作業安全課が所管する法令全てを対象として示し、電波法が管理対象であることを明確にする。

(問題点⑨に対する対策)

- ④再処理ルールにおける「法手続計画・実績一覧表」計画策定および実績確認を行なうことは規定していたが、申請および許可を受けた都度進捗を確認することは規定していなかったため、計画策定時および実績確認時等の段階において、申請および許可を受けた都度進捗管理を行なうことを明記する。

(問題点⑩に対する対策)

また、①～④について改正手続きの後、関係者への教育を実施する。

(2) 濃縮

- ①ウラン濃縮工場ルールについて、高周波利用設備変更許可申請のみが対象となっていることから、電波法が定める高周波利用設備許可申請や廃止届も漏れなく対象とする。また、濃縮ルールの適用範囲が、定期報告となっていることから、「許可、変更等の申請、届出および定期報告」を対象とするよう改正するとともに、「法手続計画・実績一覧表」を追加し、計画策定時および実績確認時等の段階において、複数の人間でチェックを行い、主管課長が承認を行う旨を明記する。

(問題点⑪に対する対策)

- ②研究開発棟について、高周波利用設備の申請等に係るルールがなかったため、「許可、変更等の申請、届出および定期報告」を対象としたルールとして、新たに「ウラン濃縮技術開発センター 官庁等手続業務手順書」を制定し、この中で「法手続計画・実績一覧表」の計画策定時および実績確認時等の段階において、複数の人間でチェックを行い、主管課長が承認を行う旨を明記する。

(問題点⑫に対する対策)

(3) 厨房

- ①高周波利用設備の申請等に係るルールがなかったため、「高周波利用設備申請マニュアル」を新たに制定し、この中で、「法手続計画・実績一覧表」の計画策定時および実績確認時等の段階において、複数の人間でチェックを行うとともに、従業員サポートGLが承認を行う旨を明記する。

(問題点⑬に対する対策)

上記の対策を実施することにより、申請漏れが発生した直接的な問題点の再発を防止することが可能であると考える。

4. 3 高周波利用設備の許可取得後の問題点に係る再発防止対策

原因調査の過程で確認された高周波利用設備の許可取得後の問題点に対し、以下の対策を講じる。

(1) 再処理

再処理ルールでは、法令に基づく許可状等については、原本の毀損、滅失、紛失防止の観点から資料センター（社内の倉庫）に保管することと規定し、法令要求事項（備付けを要する書類）を適切に反映していなかったため、「官庁から受領した許可状等について、速やかに当該高周波利用設備に備え付ける。」および「官庁から受領した許可状等を当該高周波利用設備に備え付けたことをもって当該設備の使用を開始する。」ことを再処理ルールで明記し、改正するとともに関係者に教育を実施する。

(2) 濃縮

ウラン濃縮工場ルールでは、法令に基づく許可状等については、原本の毀損、滅失、紛失防止の観点から関連ファイルに保管することと規定し、法令要求事項（備付けを要する書類）を適切に反映していなかったため、「官庁から受領した許可状等について、速やかに当該高周波利用設備に備え付ける。」および「官庁から受領した許可状等を当該高周波利用設備に備え付けたことをもって当該設備の使用を開始する。」ことをウラン濃縮工場ルールで明記し、改正するとともに関係者に教育を実施する。

また、研究開発棟では、許可状等の備付けに係るルールがなかったため、高周波利用設備の申請等に係るルールとして、新たに「ウラン濃縮技術開発センター 官庁等手続業務手順書」を制定し、「官庁から受領した許可状等について、速やかに当該高周波利用設備に備え付ける。」および「官庁から受領した許可状等を当該高周波利用設備に備え付けたことをもって当該設備の使用を開始する。」ことを明記し、関係者に教育を実施する。

(3) 厨房

許可状等の備付けに係るルールがなかったため、新たに「高周波利用設備申請マニュアル」を制定し、「官庁から受領した許可状等について、速やかに当該高周波利用設備に備え付ける。」および「官庁から受領した許可状等を当該高周波利用設備に備え付けたことをもって当該設備の使用を開始する。」ことを明記し、関係者に教育を実施する。

5. おわりに

今回の高周波利用設備の申請漏れにつきまして、ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

今後は、安全を最優先とする当社の経営方針を踏まえ、法令遵守をはじめとするコンプライアンスの徹底と再発防止に全社をあげて取り組んでまいります。

なお、新たな事実または新たな対策を要することが必要となった場合、もしくはは執ることが判明した場合は、直ちに報告いたします。

以 上

未申請設備一覧

No.	設置場所	機器の型式または名称	製造番号	使用周波数	高周波出力	設置時期(※1)	使用開始日(※2)	使用期間	使用停止年月日	
再処理事業部	1	第1低レベル廃棄物貯蔵建屋 FD-W0107	半導体式低ノイズエルダ YTH-600	90561	27.12MHz	0.6kW	平成20年7月4日	平成20年7月4日	7年9ヶ月	平成28年3月16日
	2	分析建屋 第13分析室 (Y0532室)	高周波シーラー KTW-300B	130330	40.46MHz	3kW	平成13年3月31日	平成13年3月31日	11年6ヶ月	平成24年8月31日
	3	出入管理建屋 灰化室	マイクロ波分解装置 TOP WAVE	912A107	2450MHz	1450W	平成21年3月25日	平成21年8月31日	6年7ヶ月	平成28年3月14日
	4	出入管理建屋 灰化室	マイクロ波分解装置 TOP WAVE	912A106	2450MHz	1450W	平成22年3月26日	平成22年10月31日	5年4ヶ月	平成28年3月14日
	5	出入管理建屋 灰化室	マイクロ波灰化装置 Qash1800	09-1003	2450MHz	1800W	平成21年3月25日	平成21年8月31日	6年7ヶ月	平成28年3月14日
	6	出入管理建屋 灰化室	マイクロ波灰化装置 Qash1800	10-1001	2450MHz	1800W	平成22年3月26日	平成22年10月31日	5年4ヶ月	平成28年3月14日
	7	出入管理建屋 バイオアッセイ分析室	誘導結合プラズマ質量分析装置 SPQ9700 II	10800134000001	27.12MHz	1600W	平成24年3月30日	平成24年10月31日	3年4ヶ月	平成28年3月14日
	8	ガラス固化体受入れ建屋 EA-G0125	高周波加熱器 THF-400	931125	2.5MHz	400W	平成7年1月1日	平成7年1月1日	使用実績無し	平成28年3月22日
	9	ガラス固化体貯蔵建屋 EB-G0162	高周波シーラー KTW-300B	950619	40.46MHz	3kW	平成7年6月20日	平成7年6月20日	10年0ヶ月	平成28年3月15日
	10	技術開発研究所	マイクロ波プラズマ発光分光分析装置 Agilent 4100 MP-AES	AU11420041	2450MHz	1000W	平成24年1月20日	平成25年5月28日	2年4ヶ月	平成27年9月16日
	11	技術開発研究所	高周波シーラー KTW-300B	130406	40.46MHz	3kW	平成13年3月30日	平成13年3月30日	9年6ヶ月	平成22年10月1日
	12	再処理事務所	高周波シーラー YTH-06型	90424	27.12MHz	600W	平成18年3月31日	平成18年3月31日	10年0ヶ月	平成28年3月16日
	13	ガラス固化技術開発建屋	誘導結合プラズマ発光分光分析装置 SPS3520V-DD	10700393000011	27.12MHz	1.6kW	平成25年10月15日	平成25年11月1日	2年4ヶ月	平成28年3月8日
	14	ガラス固化技術開発建屋	誘導結合プラズマ質量分析装置 NexION300S	81SN4041101	40MHz	1.5kW	平成26年10月31日	平成26年12月10日	1年2ヶ月	平成28年2月25日
	15	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 FA-Y0215	スリープ型超音波洗浄機 USV-400Z260S	U-B4050	26kHz	400W	平成14年9月19日	平成14年9月19日	7年10ヶ月	平成22年7月23日
濃縮事業部	1	ウラン濃縮工場	高周波シーラー (高周波ウルダ)	92817	40-46MHz	3KW	平成4年9月24日	平成4年9月24日	約24年	平成28年3月18日
	2	ウラン濃縮工場	超音波洗浄器	89015-1	28kHz	100W	平成4年3月1日	平成4年3月1日	約24年	平成28年3月18日
	3	ウラン濃縮工場	超音波洗浄器	89015-10	28kHz	100W	平成4年3月1日	平成4年3月1日	約24年	平成28年3月18日
	4	研究開発棟	分析装置 (高周波プラズマ発光分光分析装置)	069N0041901	40MHz	750-1500W	平成12年11月30日	平成12年12月4日	約16年	平成28年3月17日
	5	研究開発棟	高周波シーラー	04B10A0785	40.46MHz	3KW	平成16年9月10日	平成16年9月10日	約12年	平成28年3月17日
経営本部 へ 厨 房	1	濃縮・埋設事務所	IHテーブル	不明	不明	不明	平成4年8月1日	平成4年8月1日	約24年	平成28年3月23日
	2	濃縮・埋設事務所	IHテーブル	Q0411603034	59.85kHz /42.35kHz	0~0.09kw(断続) 0.09~0.82kw(連続)	平成28年3月26日	未使用	未使用	未使用
	3	事務本館	電磁中巻レンジ HCR-600NSP	C032999	42.35kHz	4.7kw	平成11年11月1日	平成11年11月1日	約17年	平成28年3月23日
	4	事務本館	IHレンジ TIH-L5	909004	22kHz~42kHz	0~0.9kw (断続発振) 1~4.8kw (連続発振)	平成11年11月1日	平成11年11月1日	約17年	平成28年3月23日
	5	事務本館	IHレンジ TIH-L5	909007	22kHz~42kHz	0~0.9kw (断続発振) 1~4.8kw (連続発振)	平成11年11月1日	平成11年11月1日	約17年	平成28年3月23日
	6	事務本館	IHレンジ TIH-L5	不明	22kHz~42kHz	0~0.9kw (断続発振) 1~4.8kw (連続発振)	平成11年11月1日	平成11年11月1日	約17年	平成28年3月23日
	7	事務本館	IHレンジ TIH-L5NI	1603-237DD	32kHz	0~0.9kw (断続発振) 1~4.8kw (連続発振)	平成28年3月26日	未使用	未使用	未使用
	8	事務本館	IHクッキングヒーター TIH-S55	909011	22kHz~42kHz	0~0.9kw (断続発振) 1~4.8kw (連続発振)	平成11年11月1日	平成11年11月1日	約17年	平成28年3月23日
	9	再処理事務所	IHレンジ MIR-5BL	G052349	42.5kHz	4.7kw	平成16年2月23日	平成16年2月23日	約12年	平成28年3月23日
	10	再処理事務所	IHコンロ FIC9060100F	Q0493X058	42.35kHz	0~0.25kw (断続発振) 0.25~4.8kw (連続発振)	平成16年2月23日	平成16年2月23日	約12年	平成28年3月23日
	11	再処理事務所	IHコンロ FIC9060100F	Q0493X059	42.35kHz	0~0.25kw (断続発振) 0.25~4.8kw (連続発振)	平成16年2月23日	平成16年2月23日	約12年	平成28年3月23日
	12	再処理事務所	IHコンロ FIC9060100F	Q0493X060	42.35kHz	0~0.25kw (断続発振) 0.25~4.8kw (連続発振)	平成16年2月23日	平成16年2月23日	約12年	平成28年3月23日
	13	再処理事務所	IHコンロ FIC9060100F	Q0493X061	42.35kHz	0~0.25kw (断続発振) 0.25~4.8kw (連続発振)	平成16年2月23日	平成16年2月23日	約12年	平成28年3月23日
	14	再処理事務所	IHテーブル FIC156015TB	Q04109040656	42.35kHz	0~0.25kw (断続発振) 0.25~4.8kw (連続発振)	平成21年5月25日	平成21年5月25日	約7年	平成28年3月23日
	15	再処理事務所	IHレンジ FICL606050B	Q04309040704	42.35kHz	0~0.25kw (断続発振) 0.25~4.8kw (連続発振)	平成21年5月25日	平成21年5月25日	約7年	平成28年3月23日
	16	再処理事務所	IHレンジ FICL606050B	Q04309040705	42.35kHz	0~0.25kw (断続発振) 0.25~4.8kw (連続発振)	平成21年5月25日	平成21年5月25日	約7年	平成28年3月23日
	17	再処理事務所	IHレンジ FICL606050B	Q04309040706	42.35kHz	0~0.25kw (断続発振) 0.25~4.8kw (連続発振)	平成21年5月25日	平成21年5月25日	約7年	平成28年3月23日
	18	再処理事務所	IHレンジ FICL606050B	Q04309040707	42.35kHz	0~0.25kw (断続発振) 0.25~4.8kw (連続発振)	平成21年5月25日	平成21年5月25日	約7年	平成28年3月23日
	19	再処理事務所	IHレンジ FICL606050B	Q04309040708	42.35kHz	0~0.25kw (断続発振) 0.25~4.8kw (連続発振)	平成21年5月25日	平成21年5月25日	約7年	平成28年3月23日
	20	レイクタウン寮2番館	IHレンジ TIH-L5	N9602004	22kHz~42kHz	0~0.9kw (断続発振) 1~4.8kw (連続発振)	平成8年4月1日	平成8年4月1日	約20年	平成28年3月23日
	21	レイクタウン寮3番館	IHレンジ TIH-L5	N9602005	22kHz~42kHz	0~0.9kw (断続発振) 1~4.8kw (連続発振)	平成8年4月1日	平成8年4月1日	約20年	平成28年3月23日

※1 設置時期については、「固定資産台帳」の「竣工日」を記載。

※2 使用開始日について、「固定資産台帳」の「使用開始日」を記載。